

事務連絡
令和2年5月22日

各都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中
衛生主管部（局）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に感染した障害児者に係る
今後の医療提供体制に関する報告依頼について

「新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」（令和2年4月14日付け事務連絡）において、障害特性等を踏まえて、各地域の障害児者（※）を受け入れる医療提供体制の整備を進めていただくようお願いしたところですが、これらでお示した事項について、下記のとおり、検討状況を御報告いただくようお願いいたします。

（※）障害児者・・・障害者総合支援法上の障害者及び障害児

記

1 報告事項

新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会における障害児者の受け入れに係る検討状況

2 報告方法

メール本文でお示しする URL にアクセスいただき、御回答ください。

3 報告時期

5月25日時点の検討状況を、5月27日（水）17時までに報告

4 報告に当たっての留意事項

・ 報告いただいたものをもとに、各都道府県における取組状況について、厚生

労働省から公表することが考えられること。

5 照会先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

代表 03-5253-1111（内線：3148）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

代表 03-5253-1111（内線：8744）